

関係機関とのネットワーク ～児童相談所等の現場から～

尼崎市子ども青少年局子どもの育ち支援センター児童相談所設置準備担当参事 荻野 勝己

1 はじめに

日々の相談に対応しながら、市町村と児童相談所は、うまく連携できた方が良くお互いに思っているけれど、現実にはギクシャクしてしまっているとの声を耳にすることも少なくありません。

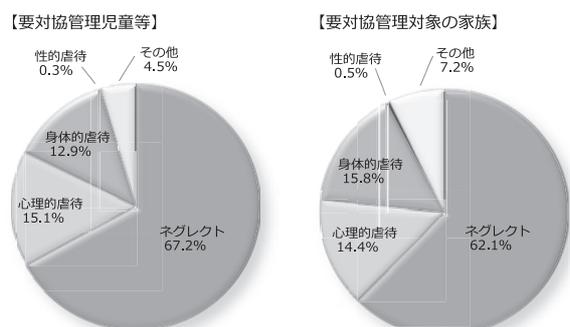
ここでは、ネットワークに関係する話題として、市町村と児童相談所の相談状況から見えるもの、相談に対する具体的対応、支援関係機関間の連携のキモについて取り上げます。その後、子ども虐待に関して、家族の見方、通告にあたって心に留めておきたいこと、と進めていこうと思います。

2 市町村と児童相談所の相談状況から見えるもの

市町村と児童相談所の実情を知る一つの方法は、統計資料を眺めることですが、国等への定例報告とは視点を変えた整理について、尼崎市と兵庫県の統計情報を使って示します。

図1の左には、尼崎市の要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）の進行管理児童等を、図1の右には、同一家族の子どもを1件として家族数で整理したものを示します。左右のグ

図1 尼崎市の家庭児童相談の状況



ラフで相談種別の傾向に大きな違いは見られませんが、ネグレクトについては家族で整理するとその割合が5ポイントほど減少しています。要対協ではきょうだいで進行管理されている例も少なくないことや、市町村の相談実務では保護者を中心に家族に対して継続的に支援を行うことが多いと思われるので、相談対象を家族単位で整理する意味もあると思います。

図2の上には、尼崎市の進行管理児童等について相談受付時の年齢別に、図2の下には、相談受付時の学年別に分類したものを示します。例えば、相談受付時6歳の子どもの場合、これだけでは幼稚園児か小学生かを区別することができませんが、相談を受け付けた年度の4月1日時点の年齢を算出すると学年等が把握できます。集団としての分析にはなりますが、相談に至った子どもにとって意味のある社会的年齢を用いて整理することは、その背景要因を知るヒントになり得ますから、統計情報にひと手間かける意味は大きいと思います。例えば、学年等と相談受付月の組合せで整理するなど、さらに工夫を加えると相談現場で職員が感じている特徴的傾向が統計上も確認できるかもしれません。

児童相談所については、近年は、もっぱら児童虐待相談の増加が話題の中心です。そこで、このようになる以前はどうだったのかと確認したところ、兵庫県で相談状況をまとめた最初のものとして「国際児童年（1979年）」を記念して刊行された冊子があります。これには過去5年分の資料が掲載されていたことから、1974年度を起点として2020年度までの合計47年間の相談状況を把握すること



萩野 勝己 (おぎの かつみ)

尼崎市子ども青少年局子どもの育ち支援センター児童相談所設置準備担当参事

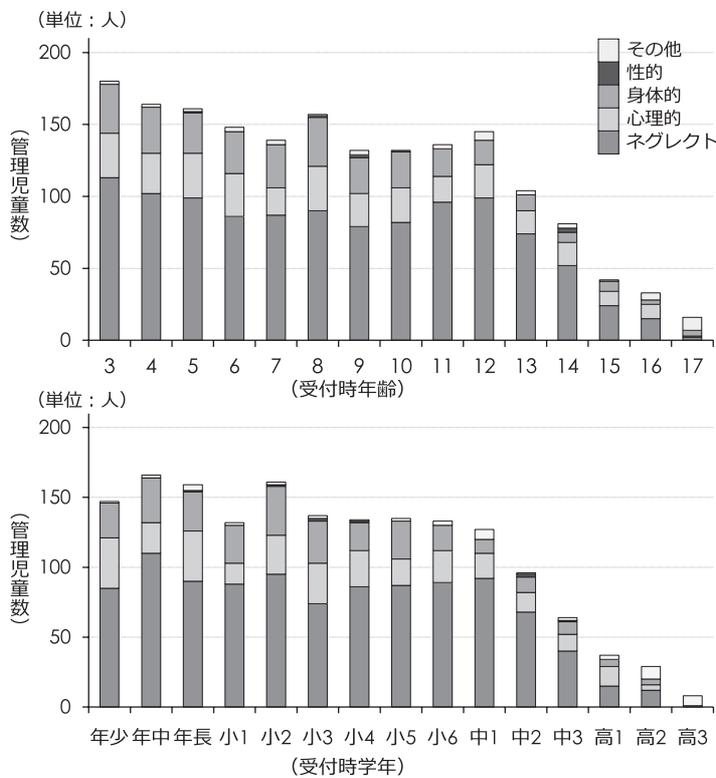
1960年兵庫県生まれ。関西学院大学文学部心理学卒業。福岡教育大学大学院教育学研究科（障害児教育専攻）修士課程修了。

社会福祉士。精神保健福祉士。兵庫大学非常勤講師。

1987年から2021年まで兵庫県職員。この間、障害福祉を中心とした福祉セクションに27年勤務。児童相談所関係では、川西子ども家庭センター副所長、西宮子ども家庭センター所長、姫路子ども家庭センター所長等として通算7年間勤務。2021年4月から現職。

「思うようにいかんかったら、やりなおしたらええやん」を行動規範に、妻1人、ネコさま2人と暮らしております。

図2 尼崎市の家庭児童相談の状況



ができます。

図3の上には、年度ごとの相談件数を示します。大半の年度で療育手帳の判定に関係する障害相談が過半を占めており、特に、2002年度の極端な増加は翌年度から導入された支援費制度による障害福祉制度の利用に備えたものです。この間に、1974年度と比較して、相談全数は1.67倍、年度間変動が大きい障害相談を除いた虐待、養護¹、非行、育成²などの相談については1.70倍となっています。

図3の下には、障害相談を除いた虐待、養護、非

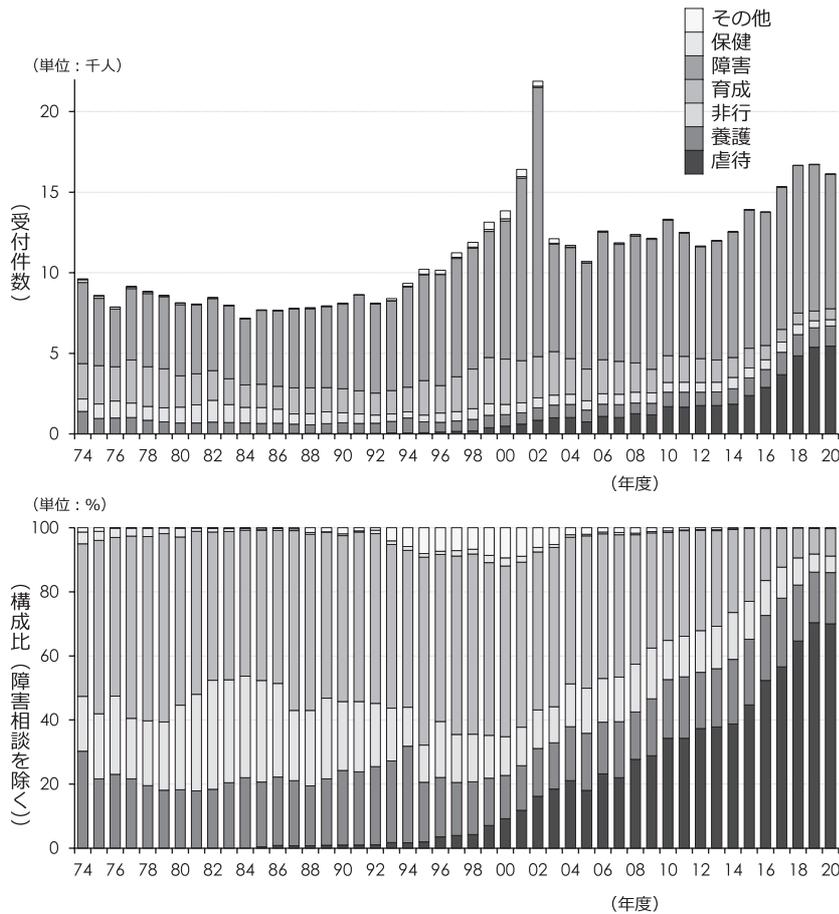
行、育成等の相談種別が年度ごとに占める割合を示します。2000年度頃から、虐待相談の割合が大きく増加していることが見て取れること、養護相談は若干の増減はあるものの一定の割合があること、非行、育成相談が減少していることが分かります。非行、育成相談が減ったことについて、子どもが呈する対応困難な行動、例えば、家出等のぐ犯行為、反抗、落ち着きのなさ、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等の行動が減少したと解釈することもできます。また、非行、育成相談が虐待相談に置き換わっている、即ち、子どもの行動について子ども側の問題ではなく家庭の問題として捉えるようになったと解釈することもできるでしょう。1974年度以前についての統計資料は手元にはありませんが、児童相談所の長い歴史の中で虐待相談に対応するようになったのは最近のことで、組織として十分に染み

ついた虐待相談の対応手法が育っているとはまだ言えないかもしれません。

なお、相談に携わる第一線の職員には、統計実務は大きな苦勞を伴う事務になっていますので、ここに示したようなひと手間をかける作業は、所長さんなど業務全体をマネジメントしている方が手を出す場面ではないかなと思います。

- 1 保護者の家出、死亡、離婚、入院等の養育環境問題等により生活が困難になった子どもの相談
- 2 性格や行動上に課題のある子ども、不登校、進学適性、学習不振、育児、しつけ等に関する相談

図3 兵庫県児童相談所 相談受付件数の推移



3 相談に対する具体的対応

市町村と児童相談所の業務等については、児童福祉法に規定され、それぞれに運営指針等が示されていますが、実際の相談場面で行っていることについて整理したものが図4です。主に初期の相談対応場面（まずやること）では、相談、調査、診断を行います。診断のうち、児童相談所に配置された医師や心理職などの専門職員によるもの以外は、市町村と児童相談所のいずれにおいても、相談対象者の「話を聞く（＝相談）」「背景を探る（＝調査）」「見立てをつくる（＝診断）」ことは実施可能で、現に行われています。

図4 相談に対する具体的対応

○ 「まずやること」（初期の相談対応場面）

項目	内容
・ 相談	・ 話を聞く
・ 調査	・ 背景を探る
・ 診断	・ 見立てをつくる

○ 「受け止めて 対応すること」（援助場面）

項目	内容
・ 助言	・ 生活上の工夫をアドバイス
・ 継続的関与	・ 働きかけて一緒に考える
・ 自己資源活用	・ できることを遂行する
・ 他機関紹介	・ 不得意な分野を委ねる

- 「まずやること」「受け止めて対応すること」のキーワード：
 ① 客観的であること
 ② 事実に基づく科学的態度で臨むこと

外は、市町村と児童相談所のいずれにおいても、相談対象者の「話を聞く（＝相談）」「背景を探る（＝調査）」「見立てをつくる（＝診断）」ことは実施可能で、現に行われています。

援助場面（受け止めて対応すること）では、助言、継続的な関与、自己資源の活用、他機関の紹介を行います。自己資源の活用に関して、子ども子育て支援事業の利用決定や（担当部署は異なるかもしれませんが）障害福祉サービスの支給決定などについては市町村に、一時保護や施設入所措置などについては児童相談所に行政上の権限がある以外は、市町村と児童相談所のいずれにおいても、相談対象者に対して「生活上などの工夫をアドバイスする（＝助言）」「働きかけて一緒に考える（＝継続的関与）」「できることを遂行する（＝自己資源の活用）」「不得意な分野を委ねる（＝他機関紹介）」ことは実施可能で、こちらも現に取り組まれています。

市町村と児童相談所の対応を話題にするとき、市町村より児童相談所による対応の方が専門的で実行力があるような印象を持ちがちです。ところが、このように整理すると、初期の相談対応場面から援助場面まで、一部に専門性を有する部分があったり、権限による取組の違いはあるものの、大部分は市町村と児童相談所のいずれもが対応できるものだとわかります。特に、自己資源を活用してできることを遂行することは、それぞれの機関が相談対象者に主体的に関与するという意味で重要だと思います。

ただ、児童相談所に軍配を上げるところがあるとなれば、何が起こったのか、何をすべきかについて、客観的に観察すること、事実に基づく科学的な態度で臨むことに慣れているところだと思います。このことは、市町村においてもできることですし、関係機関間での情報を共有する場合にも欠かせないところですから、日々の相談対応の中で、出来事を客観的に見ることや事実を大切に

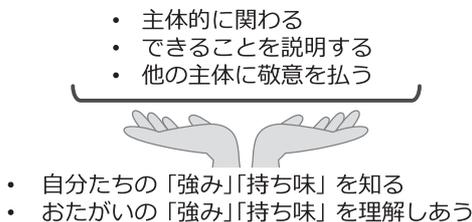
することに慣れていくようにしたいものです。

4 支援関係機関間の連携のキモ

家庭児童相談における「連携」とは、「子どもとその家族にとって最もふさわしい生活を実現するため、支援の提供者または権限者が適切な判断を行うことができるように、関係を形成すること」だと考えます。連携がうまくいっていないと感じる時とは、参画している他の機関が思うように動いてくれないと感じる時なのではないかと思いません。

図5には、このような状況に陥らないように連携の場に臨む際の秘訣を示します。一つ目は、対象者の課題を解決しようとする場であると理解して主体的に関わること、二つ目は、これまでやりつくしていることも含めてできることを説明すること、三つ目は、他の参加機関に対して敬意を払うことです。そして、この秘訣を支えるものは、自らの強み・持ち味を知ること、お互いの強み・持ち味を理解しあうことです。

図5 連携するために求められる態度



ここで一つ意識しておきたいことは、支援機関同士がうまく連携することが最終目標ではありません。支援機関が連携することを出発点にして、対象の子どもと家族が様々な支援機関とつながりを作って、深めていくことが目標です。

そして、他の機関に敬意を払う一つの方法は、「私たちは対象者について〇〇だと考えている」との発言に徹することです。時に「対象者は〇〇だ」との発言を耳にしますが、これはいただけません。確定的なことが分からない場面で、ある支援機関の一つの評価を表明するに過ぎないのですから、このような断定的な発言は他の機関の評価を否定する態度につながっていきます。

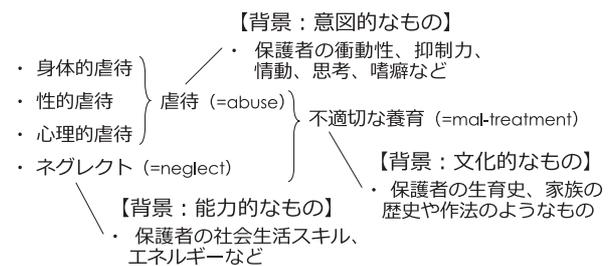
5 子ども虐待での家族の見方

日本では、子ども虐待は、身体的虐待、性的虐

待、心理的虐待、ネグレクトの4種と法律で定義され、ひとまとまりで取り扱われています。いずれも、家庭の中でまずいことが起きているのですが、なぜ、そのことが起きているのかという背景は、身体的、性的、心理的の「虐待系」と「ネグレクト系」では異なっています。虐待系の背景には、保護者の衝動性、抑制力、情動、思考、嗜癖などの意図的なものがあり、ネグレクト系の背景には、保護者の社会生活スキルや日常生活でのエネルギーなど、保護者の取組だけでは改善、獲得できない能力的なものがあると考えます。このため、虐待系では、保護者に直接的に働きかけて虐待が子どもへの重大な権利侵害であるとの考え方や子どもに及ぼす悪い影響を説明し、納得してもらったり、保護者の持っている考え方を修正するような取組が必要です。一方、ネグレクト系では、権利侵害や悪影響を説明することはもちろんですが、保護者の生活能力等に合わせて、日常生活を維持向上させるために福祉サービス等の支援資源を投入するような取組が必要です。

最近では、背景の異なる虐待系とネグレクト系を包含して、「不適切な養育」という言葉が用いられますが、この背景には、「保護者の生育史、家族の歴史や作法」のような文化的なものがあるのではないかと考えます（図6）。

図6 子ども虐待／不適切な養育の背景



家族の歴史や作法は、「知らず知らずのうちに」「他の家族と比較することができないまま」「世代間も含めた家族内に伝播してしまう」のが特徴で、その家族の人は自分たちの歴史や作法が風変わりであったとしても気づきにくいものです。

家族の歴史や作法の身近な例を知ってもらうために、研修会などで「洗面所のタオル掛けに掛かっているタオルの本数は何本ですか」と質問します。答えは「一本派」と「複数本派」でほぼ半々になります。私自身は一本派で育ち、大学在学中に友

人宅で複数本派に初めて出あって、友人に「なんでタオルが何本も掛けてあるん？」と質問し、「家族それぞれのタオルやん」と教えてもらった思い出を紹介しています。このタオルの例は家族に被害が生じるものではないですが、支援者は不適切な養育に結び付くような家族の歴史や作法に敏感でありたいと思います。

不適切な養育のある家族に対応するとき、支援者は、その不適切な養育に影響を与えている家族の歴史や作法を明らかにすること、その歴史や作法の影響を受けた暮らし方（＝家族の運営方法）をなぜ家族が選択しているのか、家族にそれを選択するように促すものは何かを明らかにしていく必要があります。その際に「この家族はこうなのではないか」という自分なりの仮説を持つこと、併せてその仮説を検証するための方法と物差しを用意しておくことが必要です。

家族に関する仮説と検証という、難しい印象を与えてしまうかもしれません。実際のところは、家族のうまくいっていないところについて「家族が、うまくいかない方法に馴染んでしまっている」「うまくいかない方法を選択している」と考え、次に「馴染んでしまった背景は何か」「なぜその選択をしているのか」「その選択で得られる心地よさのようなもの（≒メリット）は何か」を考えることです。

そのうえで、少しうまくいくような「別の選択肢／代替案」を家族に提案して試してもらい、あらかじめ決めておいた方法と物差しを使って家族にその使い心地を確認して、うまくいっている場合にはしばらく継続してもらい、うまくいっていない場合には、「次の選択肢／代替案」を示してやり直していくような流れです。次の選択肢／代替案を示す際に、支援者側からの提案だけではうまくいかなかったとの気づきがあれば、家族と一緒に考える契機にもなります。

併せて、家族の起床時間や就寝時間、保護者の出勤時間、帰宅時間、家族が過ごす中心の部屋など、家族のいつもの生活リズムや生活場面の様子を客観的に、分析的に把握することも大切です。子どもの被害に結び付いた暴力そのものを取り出して指導することは必要ですが、普段の生活の事実を把握することで、保護者の「イライラ」気分が高まる状況が浮き彫りになったり、どの場面で誰が子どもに接するのが暴力に結び付きやすいの

かといったことが明らかになって、それを避ける代替案を提案できるかもしれません。

6 子ども虐待の通告で心に留めておきたいこと

市町村の職員の方が、子どもに虐待があると判断して児童相談所に一報を入れますが、子どもの状況が上手く伝わらないと感じられることも少なくないと思います。ここでは、小学校1年生の男の子にキズがあり虐待が疑われると学校から市町村に通告があった想定事例で考えてみましょう。

子どもの所属する学校等から虐待通告があった場合には、①子どもの一時保護が必要か否か、②一時保護が必要でない場合に保護者に指導が必要か、③保護者に指導が必要な場合にどのように指導するか、を想定して対応します。

まず、この3つのうちでどの対応が適切かについて、市町村としての判断を協議、決定したうえで、児童相談所とやりとりしていくことが、何より大切なことです。

この事例では、市町村として子どもの一時保護が必要だと判断したとします。一時保護の実施権限は児童相談所ですから、連携のところで触れたように、児童相談所がこの子どもにとって適切な判断ができるように、市町村は協力する態度で臨むこととなります。

まず、市町村は、子どもと家族の居住実態等の基本情報について整理します。

次に、学校から聞いたままを児童相談所に伝えるのではなく、聞き取った情報について、「誰が確認した事実情報か」「誰が誰から聞いた伝聞情報か」「誰が考えた推測情報か」を明確に区別する必要があります。さらに、分からない情報については「本当に分からない情報か」「伝える必要がないと判断されて伝えられていない情報か」を区別して整理します。

そして、子どもの状態を事実即して伝えるため、①子どもが今どこでどうしているか、②子どもに何が起きたか、③子どもは今どうしたいのか、④子どもの被害はなぜ起きたのかを把握していきます（図7）。

「子どもが今どこでどうしているか」については、「保健室で養護教諭と一緒にいる」などと確認します。あわせて「今日の下校予定時間が14時30分だ」と下校時間を確認します。下校時間の確認は一時

図7 起きている事実などの確認



保護をスムーズに行うための重要な情報です。いつもの帰宅時間に子どもが帰宅しないと保護者を心配させ、場合によっては子どもを迎えに来校した保護者と児童相談所職員等が小学校で鉢合わせになり混乱してしまうことも考えられます。下校時間について「いつ頃ですか」ではなく「何時何分ですか」と尋ねることで、一時保護を行うためのタイムリミットが明確にできます。

「子どもに何が起きたか」については、「右上腕の外側、肩から5 cmほどのところに直径4 cm大の円形の赤から紫色のアザがある」などと確認します。アザの場所について「右の腕に」ではなく右腕のどこにあるのかをピンポイントで指し示すことができるように確認します。資料として写真を撮る場合にも、アザなどの場所、大きさや色が分かるように十分工夫する必要があります。

「子どもは今どうしたいのか」については、「家に帰りたくないと話している」「お母さんが怖いと話している」などと確認します。帰宅拒否については、改めて市町村や児童相談所が確認する場合がありますと思いますが、明らかな帰宅拒否がある場合は、一時保護を行う大きな要素になります。一方、あいまいな表現で帰宅を拒否している場合には、「帰りたくないの?」と繰り返し質問したり、「帰ると怖いのかな」などと子どもを誘導するような質問をしてはいけません。

「子どもの被害はなぜ起きたのか」については、「玄関で靴を履いていたら父がボカ〜ンと蹴った」などと虐待行為がどのようにして行われたのかを確認します。「父が子どもを蹴った」だけでなく、「父が玄関で靴を履いていた子どもを背後から右脚でまわし蹴りした」のように行為の場면을具体的にイメージできるように把握することが大切です。また、「僕がちゃんとしなかったから」などと子どもが原因や理由について話す場合には、子どもの

言葉をそのまま記録しておきます。

このように、子ども虐待の通告では、情報の入手経路を明らかにし、子どもに起きている事実を整理し、被害内容をできる限り詳細に客観的情報として、行為の場면을具体的にイメージできるように把握したうえで、児童相談所に伝えることが必要です。

一時保護を行うかどうかという事例にしましたから、児童相談所の初期判断に資する情報提供が中心になりましたが、家族の虐待歴・指導歴、子どもの発達状況、家族の生活等の状況、関係機関の関与の状況についても情報を収集・整理していくことは欠かせません。特に、家族の虐待歴・指導歴については、今後の再発の可能性を推し量る情報になります。また、支援機関が行った指導について、家族側の受入れ状況、支援機関側の方法や内容の妥当性を確認して、これまでの指導の効果を評価する材料にもなります。

また、この事例のように、子どもと父の間で被害・加害があった場合には、子どもと父の関係に注目してしまいがちですが、子どもとその他の家族、父とその他の家族との関係なども背景要因になりますので、家族関係を広く眺める意識も欠かせません。

7 終わりに

不適切な養育のある家庭に取るべき対応として、山田(2019)は、「その家庭を地域に開くこと、多機関でその家庭を支援すること」が原則だとしています。家族が孤立しないこと、同時に支援機関も孤立しないこと、が大切だということだと思います。

相談に訪れ、支援を受け始める時の家族は、家族自身ではどうすることもできない状況に陥ってしまっていることも多いでしょう。しかし、「なにもしない家族」「ずっとまずいままの家族」はいないと思います。市町村が「家族のできていること」「うまくいっていた頃の家族」を家族と一緒に思い出すこと、探し出すことのできる支援機関となることも一つの素敵な選択肢になると思います。

参考文献

- 山田不二子(2019)「母子保健の役割と連携の具体策」月刊母子保健 第722号 p. 4~5 公益財団法人 母子衛生研究会